平成２５年（フ）第３１１７号
大阪府吹田市岸部中３丁目６番12号
債務者　馬場　達夫
1　決定年月日時　平成25年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３１４９号
大阪市港区磯路２丁目15番３号　ライフパートナー磯路603号
債務者　澤田　好造
1　決定年月日時　平成25年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３１９３号
大阪市港区市岡１丁目26番３号
債務者　横井　一之
1　決定年月日時　平成25年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３２４１号
大阪市都島区中野町３丁目11番３号　トーデンビル３－Ｃ号
債務者　髙岡　佳代
1　決定年月日時　平成25年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３２４２号
大阪市平野区長吉長原東３丁目11番13―502号
債務者　臼田　隆志
1　決定年月日時　平成25年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３２９８号
大阪府東大阪市徳庵本町６番５号　稲田マンション207号
債務者　鵜木香代子
1　決定年月日時　平成25年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１８６号
和歌山市内原592－６　セジュールゆう201号室、住民票上の住所和歌山市内原884番地の１　レオパレス中浜210号
債務者　内之倉富士子
1　決定年月日時　平成25年７月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月17日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第１８９号
和歌山県紀の川市桃山町調月1374番地27
債務者　植野　理枝
1　決定年月日時　平成25年７月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月17日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第２０８号
和歌山県海南市鳥居165番地
債務者　橋詰　賢次
1　決定年月日時　平成25年７月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月17日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第７６号
北海道古平郡古平町大字丸山町80番地
債務者　上口　　忍
1　決定年月日時　平成25年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２５年（フ）第７７号
北海道古平郡古平町大字丸山町80番地
債務者　上口　真樹
1　決定年月日時　平成25年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２５年（フ）第５７号
北海道苫小牧市双葉町２丁目11番８号
債務者　西井　克己
1　決定年月日時　平成25年７月18日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２５年（フ）第５８号
北海道苫小牧市双葉町２丁目11番８号
債務者　西井　信子
1　決定年月日時　平成25年７月18日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２５年（フ）第７５号
北海道勇払郡むかわ町穂別85番地54
債務者　浅沼　和敏
1　決定年月日時　平成25年７月18日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２５年（フ）第８９号
北海道苫小牧市北栄町５丁目３番地の５　ル・シーニュ沼ノ端Ⅲ202
債務者　加藤　　充
1　決定年月日時　平成25年７月18日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２５年（フ）第３９４号
宮城県宮城郡利府町加瀬字南野中沢40番地23
債務者　志賀　章人
1　決定年月日時　平成25年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第１０８号
茨城県筑西市下中山301番地４　西筑波ハイツＤ101
債務者　石坂ひろみ（旧姓宮本）
1　決定年月日時　平成25年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
水戸地方裁判所下妻支部